

第8回 橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会
議 事 録

日時：平成28年11月16日（水）
午後1時30分から
場所：教育文化会館4階第7展示室

◇委員名簿

区 分		団 体・役 職	氏 名
1号委員	学識経験者	NPO街づくり支援センター代表	ハマダ つかアキ 濱田 學昭
	〃	公認会計士	ホンダ ユウイチ 本田 裕一
2号委員	市民公募	橋本市民	キリイ エシカズ 桐井 良和
	〃	橋本市民	イワキ マサユキ 岩城 正之
	〃	橋本市民	ヤマシタ トシカズ 山下 敏和
3号委員	行政関係	橋本市副市長	モリカワ ヨシヒサ 森川 嘉久
	〃	橋本市総務部長	ヨシモト タカヒサ 吉本 孝久

◇出席者（事務局）

- ・総務部財政課 小原課長、森田係長、野間主任
- ・(株)オオバ 上田、窪田

◇会議次第

1. 委員長あいさつ
2. 策定委員会の結果報告
(以下より議事)
3. 橋本市公共施設等総合管理計画個別方針編（案）の策定に関する市民説明会の開催報告
4. 橋本市公共施設等総合管理計画個別方針編（案）
5. 再配置モデルの検討
6. 今後のスケジュール
7. その他

◇配布資料一覧

資料 1…第 7 回 橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会 議事録

資料 2…橋本市公共施設等総合管理計画個別方針編（案）の策定に関する市民説明会の
開催報告

資料 3…橋本市公共施設等総合管理計画個別方針編（案）

資料 4…橋本市公共施設等総合管理計画個別方針編（案） 資料編

◇議事記録（次第3以下、議事概要）

事務局

それでは、ここから議事に入らせていただきたいと思います。会長に議事を進めていただきたいと思いますので、会長、よろしくお願いいたします。

会長

はい、分かりました。それでは、議事を進めさせていただきます。まず、今回の議事につきまして、非公開とする案件を含まないため、委員会条例第7条の規定によりまして、公開とさせていただいてよろしいでしょうか。ご異議がないようですので、それでは公開とさせていただきます。本日の傍聴につきまして、事務局から報告を願います。

事務局

本日、1名の傍聴者が来られています。

会長

傍聴の方、どうぞお入りください。

それでは、議事内容の3、橋本市公共施設等総合管理計画個別方針編（案）の策定に係る市民説明会の開催報告をお願いします。

事務局

それでは、資料2の公共施設等総合管理計画個別方針編（案）の市民説明会の開催報告をさせていただきます。すいませんが、座って説明させていただきます。

10月23日日曜日の午前に、まず高野口地区公民館で、午後にこの教育文化会館で市民説明会を開催させていただきました。参加人数は高野口会場で39名、橋本市の会場で37名となっております。これとは別に、学文路地区は10月23日が地区の祭りということで参加できなかったため、11月4日に別途学文路区の区長会に対して説明を行っております。

23日の市民説明会での主な質疑応答についてですが、全般的に施設の移譲に関する質問が多く、両会場とも1時間程度かけて質問に答えていったという状況です。質疑の内容を資料の1ページから4ページに載せておきまして、その後ろのほうにカラー刷りのパワーポイントの形で載っているものが、当日会場で市民の方にお配りした資料というふうになっております。

質問の内容をかいつまんでご説明をさせていただきますと、まず、施設の移譲に対してということで、集会所に対しての質問が多かったんですけども、集会所が移譲された場合の施設の維持管理や処分に関する変更点についての質問がありました。これに対し

では、修繕や更新、処分に関しては市の補助金を活用しながら、各自治会で行っていたきたいという回答をしております。また、そのほかに集会所等を移譲する前にその施設の耐震化等を市で行ってもらえるのかという質問に対しては、旧橋本市には各自治会で所有する集会所がたくさんあり、市が所有する集会所だけを耐震化するという点についても議論があるため、集会所の耐震化についてはまだ方針が出ていないので、耐震化の予定はないと答えております。

集会所の移譲を断った場合はどうなるのかという質問に対しては、強制的に移譲することはできないということで、平成 36 年を目標に、地元と協議を行っていきませんが、移譲が不成立の場合、すぐに取り壊しをするということではなく、次の 10 年間での方針を考えていくと答えています。しかし、移譲した地区と移譲しなかった地区での整合を図っていく必要があるというふうにも答えております。

また、集会所が移譲されたら、今出ている補助金を減額したり、なくしたりするのかという質問もたくさんありました。それに対しては、財政状況もあるが、補助金の要綱による補助金については現時点では減額していく予定はないと答えております。

そのほか、市営住宅の統合について、市営住宅における統合のイメージを教えてくださいということに対しては、一つの団地のなかでの棟の統合のことであるというふうに答えておりますが、しかし、団地内でどの部分を統合するかは具体的には決まっていないと回答をしております。

最後に、計画策定の流れと今後の計画の進め方についてはどうするのかということで、説明会で示している施設の方針はこの説明会のときには既に決定事項であるのかという質問もありました。これに対しては、この計画はあくまでも市の方針であり、今後、例えば集会所であれば担当課が自治会に伺って、協議を重ねて決めていくことになるかと答えをしております。

以上が、個別方針編（案）策定に関する市民説明会の報告となっております。

会長

それでは、説明会につきましてご質問、ご意見はありませんか。

それでは、私のほうからいくつか気になる点があります。1 ページのところで、移譲に関して、しなかったところとしたところとで整合を図っていく必要があるという回答があります。これはこれで一つの考え方でしょうけど、あまり整合を図っていくということを言っても、結局、この過程としては、物事が動いていくプロセスとして、もういろんなものが出てくる可能性があるのも、何が一番いいのかは、やはりやっていって見ていく話もあるので、整合を図ることも必要だけれども、いろいろなものが過渡的には試していくことにもなるのではないのかというのを言っていたらありがたいですよ。

事務局

これは要約なのでこう言っていますけども、答える側の意図としましては、移譲を受けないところが得をするようなことがあれば移譲自体が進まないという部分がありますので、そこらへんは補助金の年限とかそういう部分で、やはり今後検討が必要だということの説明させていただきました。

いずれにしても、なかなか移譲自体、各自治会さんも今まで当然、市で面倒みてくれた施設なので受け入れがたいという部分がありましたので、そのあたりはなるべく移譲を受けたところと受けていないところの格差が出ないようにだけはしたいなと思っています。

会長

移譲に関しては、もうちょっといろいろアイデアを考えなければいけないところもあるでしょうね。

事務局

はい。補助金もそうですし、あと、今、通常の補助金ですと改修の補助金は50万しかないんですけども、移譲を進めるにあたって、そのあたりをもうちょっとスムーズに移譲できるような補助金制度も場合によっては考えていく必要があるのかなと考えております。先ほど出ましたが、耐震についても全市的な課題というものがありますので、そのあたりについても今後どうするかについては、財政状況を見ながら、耐震の補助金ももし設けられるのであれば設けるような形でできたらなと思っています。

会長

数ある集会所を全部耐震してきちんとやっていこうと思ったら、最終的にはかなりお金がかかりますよね。

事務局

通常の改修補助金に上乗せとかそういう形になるかと思えます。そのあたりについては自主的にやってもらえるものに対して手助けをするという形で、耐震化のほうも進めることができればと思っています。

会長

地元がセルフビルドでやっていただくのが一番いい。ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。委員さん。

委員

市営住宅の「統合」のイメージのところ、最近、NHKの特集とかでもやっていると思いますが、極端な事例で夕張市の事例では、市営住宅が散在しているとどうしてもその部分に関する水道、下水道ですとか、道路ですとか、そういったインフラの整備・維持管理を市営住宅だけに実施しなければならなくなって、関連するインフラのコストがかかってきます。そのため、将来、今後人口減少していくと、将来的にはそういった市営住宅を統合していく、そういった地域的に集めていくということも必要ではないかというふうには思っています。ここでは、今の段階では「1つの団地の中での棟の統合のことである」というふうにおっしゃっていますけれども、そのあたり、将来的なイメージについてお聞きしたいと思います。

事務局

市営住宅につきましては、ストック総合活用計画とか、長寿命化の計画に基づいた実施ということをご説明をさせていただきました。基本は、統合については、先ほど言いましたように、団地内での棟の統合というイメージなんですけど、当然、廃止の部分もありますので、廃止については、この近いところの団地に集約するという形になると思っています。今後の10年はこういうことで、それ以降の10年については、当然、人口やそれに関連した予算の関係等から集約も必要だと思っています。

委員

住民の方々の居住の自由というものもあるかと思うので、なかなか難しいところもあるので、なるべく早い段階でそういったイメージを持たれたほうがいいのかなどは思っています。

委員

実は、先ほど申し上げた計画がありまして、それに沿って順次進めていってはいらるんですけども、なかなか高齢化してきていますので、昔のように市営住宅に住んでいて、次の一戸建てを建てるなり、買うなりという形で出ていかれるというケースがかなり少なくなってきました。どうしても進んでいかない部分もあるんですけども、もちろん出ていかれたところでも老朽化しているところについては、つぶしたり、その土地を売却したところがあって、だから同じ団地内でも先ほど言ったように、できるだけ違うところを補修しながら移転していただいて、壊すという形で今はしているんですけども、なかなか高齢の方は、移ること自体がなかなか難しい。

委員

高齢化すればするほど、やはり結局、そこじゃないと。

委員

はい、そこで終わりたいという方が多いです。

委員

意識が出てきますので、なるべく早い段階からそういう意図的にやっていかないと難しいかなと。

会長

ほかに何か。それでは、ないようでしたら、またお気づきの点がありましたら出してくださいと、次の議題4、橋本市公共施設等総合管理計画個別方針編（案）について説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料3のほうをご覧くださいませでしょうか。資料3が個別方針編（案）ということで、ページをめくっていただいたところに目次というふうに記載しております。個別方針編（案）については、個別方針編の概要と市民アンケート調査、それと施設の個別評価、施設の管理方針の決定の四つの4章で編成をしております。

ページをめくっていただいて、第1章ということで個別方針編の概要を載せております。個別方針編の考え方として、個別方針編では、公共施設としての施設本来の必要性に加え、利用率、コスト等の運営面、配置、地域偏在等の配置面、安全面、費用面の四つの視点で捉えて、公共施設の個別の方向性を示す。また、将来の公共施設再配置計画の資料としてこの個別方針編は活用できるものを目指すというふうな考え方のもとに策定をしております。

個別方針編策定の流れといたしましては、まず一つ目に市民意向の把握ということで、この個別方針編の策定にあたり、個別の管理方針の決定等に市民の方の意見を反映させるため、294施設のうち、不特定多数の方が利用する特に公共性の高い49施設に対する周知度や、利用頻度、満足度等について無作為に市民の方から抽出した2000人に対してアンケート調査を実施いたしました。

施設の個別評価といたしましては、施設ごとに管理者視点の9種類の評価指標と利用者視点の3種類の評価指標を設定し、単純評価及びクロス評価を行っております。

三つ目に施設の管理方針の決定ということで、個別評価の結果に加え、所管課意向等により類型別、施設別に廃止、集約化、複合化等の今後の施設の管理方針を決定しております。決定した管理方針については、各施設の管理方針等を統括したリストの作成、施設ごとの個別情報を整理した同一フォーマットのカルテの作成により整理をしております。

また、現在及び管理方針にのっとり、廃止、集約化、複合化等を行った場合の施設の

地域偏在、位置関係、類型別施設の立地、数量と地区別人口等の関係が一目で分かりやすいよう地域実態マップも作成をしております。

個別方針編の策定フローといたしましては、2ページのほうですけども、基本方針編と市民の意向調査の把握に基づいて施設の個別評価をし、その上で施設の管理方針を決定したものが個別方針を決定したものとなっております。

3ページのほうなんですけども、市民アンケート調査のまとめということで、(6)のところに調査結果概要としてまとめを載せております。各施設の認知度について質問した結果、図書館、地区公民館、産業文化会館、教育文化会館等が認知度が高くなっている。また、利用頻度としても同じく図書館、地区公民館、教育文化会館等が高くなっており、施設の認知度と利用頻度はある程度関連していると、このアンケートから考えられます。

また、各施設の満足度について質問した結果、全体的に行きやすさや、施設までの距離等のアクセス性との関連性が高くなっております。橋本市の公共施設以外の施設利用状況としては、アクセス性や施設の広さ、充実さを理由に近隣市や大都市の図書館やプール等が利用されている状況も分かっております。今後の少子高齢化、人口減少、税収減少等が予測される中での公共施設のあり方としては、やはり施設量・施設機能の見直し等が必要であるという意見が多くなっております。

4ページからは、調査結果の詳細を記載しております。また、37ページには、アンケートのほうで問13で自由記述のほうがありますので、その自由記述のとりまとめをしております。その中には、利用率の低い施設や老朽化が進んだ施設の統廃合など、施設量・施設機能の見直しや、今ある施設の充実に向けた意見というのが多く見受けられました。自由記述の詳細については、今日はお渡ししております資料4のほうにすべての自由記述の詳細のほうに掲載しておりますので、またご覧になってください。

個別計画の第3章、38ページのほうなんですけども、こちらのほうには単純評価、クロス評価の評価方法の記載をしております。

第4章として、45ページ以降は、全施設の平成36年度までの個別方針の記載をしております。A3の折り込んである部分ですけども、55ページには地域実態マップとして、現在の施設数294施設がどこの地域にあるかということで、地域偏在を載せております。その一つ後ろの最終ページのA3の部分については、10年後、短期の個別方針の方針どおりに施設を整理した場合の実態マップ、どのような数になって、どれぐらい地域に残っているかというのを残したものが分かるように、10年後の地域実態マップとして掲載をしております。

続きまして、今日お渡しさせていただいている資料4です。こちらのほうには中長期の管理方針、20年、30年後までの中長期の管理方針と、個別評価の件数を記載した個別評価結果のまとめを載せております。そのほかに、294施設すべての施設別のカルテというのが、ちょっと小さいですけども、「3. 施設カルテ」ということで載せて、す

すべての施設カルテを載せております。

四つ目に、先ほど紹介をいたしました市民アンケート調査の自由記述のまとめを記載しております。

一番最後のほうなんですけども、この分厚い資料の後ろの5ページ分ぐらいが施設再配置のモデル検討としての隅田・恋野地区と橋本地区のモデルとして、再配置計画というのを載せております。こちらのほうは、資料の下のところは資料5-1ということで、後ろから5ページぐらいですかね。施設再配置のモデル検討として載せておりますが、地域特性を踏まえて、約30年後に向けた維持、建て替え、転用、統廃合等の中長期的な活用方策を検討し、来年度以降の公共施設再配置計画の資料として活用していくために、2カ所をモデルとして取り上げて検討を行っております。一つが隅田・恋野地区ということで、選定理由というのが、恋野地区は橋本市の中で今後の急速な人口減少が予測される地区であるということです。特に、年少人口については平成56年度で55人、年齢あたり3人と、市内最少となる予測であり、小学校を現状維持していくことは非常に難しい地区であります。そのため、隣接する隅田地区の施設との統廃合等を検討するというので、隅田・恋野地区を選定しております。

二つ目が橋本地区です。選定理由は、橋本地区は市役所や市民会館、教育文化会館、図書館などの市民に広く利用される施設が立地するシビックゾーンであること。今後、そのシビックゾーンのさらなる充実に向けて、各施設の老朽化に合わせて施設の統廃合等を検討するというので、橋本地区をモデル地区の二つ目として選定理由としております。

橋本地区のシビックゾーンの施設の集約化を考える場合に、市庁舎と集約規模というのは役所はどれぐらいの大きさにするかというのを検討しております。それが一番最後のページ、資料5-5ということで、市庁舎等の集約規模の検討を載せております。市役所機能といたしまして、この市役所、本庁と北別館、この建物の北にある部分と、西にある保健福祉センターの市の庁舎部分です。それと、清水にある河南別館及び図書館プラスシルバーワークプラザを集約し、一棟の建物として建て替えを行うことを検討をモデルとしています。

集約する際の市役所機能の規模については、今の状態と、平成57年時点の職員数の比率から算出をしています。図書館、シルバーワークプラザの規模については、今と同じような規模としています。現状が市役所と北別館と保健福祉センターの庁舎部分、河南別館の広さを全部合計いたしますと、約7,088㎡。職員数で比較しますと、平成28年が508人。平成56年時点ではどれぐらいになるかということで、370人という数字を出していますが、これについては平成57年次点の推計人口約44,000人程度の今の類似団体の職員数から370人と出しているんですけども、これでいきますと、比率としては約30年後には72%ほどになります。

それで、市役所機能の合計7,088㎡のところには72%を掛けまして、5,163㎡。そこに

今の図書館とシルバーワークプラザの広さを足しますと、約7,000㎡。4階建てぐらいの建物に集約できるのではないかとモデル検討案として出しております。

以上が資料3と4の説明となります。

会長

内容が大部ですけども、資料3と4につきましてご質問、ご意見はありませんでしょうか。

委員

資料3のご説明いただきました1ページの第1章の1番、ここでaからdの四つの視点というのを挙げていただいています。それから、(2)の施設の個別評価の中でも9種類の評価指標が管理者視点という言葉と3種類の評価指標、利用者視点という、視点が都合3種類ぐらい出てくるんですが。具体的にどうなっているかということで、38ページの第3章のほうを拝見しているのですが、ここで先ほどの各施設を分類評価していく上での具体的な点数の算出をここでやっていただいているようなところがありまして、この中では管理者視点とか利用者視点というところは明確に出てくるんですが、一番最初に挙げていただいたaからdの四つの視点というのがどのようにここに反映されているのかというのが見えないんですけれども。

一番最初にaからdのこの四つの視点で評価していきますよという考え方の大本を述べていただいているんですけども、それが実際の第3章の具体的な項目の中に入ってくると、管理者視点と利用者視点という具体的なところに埋没しているのかどうか。

例えば、管理者視点①の「A. 耐震性」や「B. 老朽度」というのは、最初の四つの視点でいうと「c. 安全上」の要素ですよというようになっていると思うんですけども。最初にaからdと挙げていただいたので、これが確かに反映されていますよというところが見えるようにしていただければありがたいかなと思います。例えば、「d. 費用上」というのは管理者視点③になるのかなと思ったりするんですけども。では、「a. 運営上」というのはどこに行くのだろうか。そのあたりのところでこの四つの視点と九つの視点の相関関係をどこかでクリアにいただければ。具体的にはこの方法で非常に分かりやすいですが、ちょっとそれがひっかかりました。

事務局

もう少し詳しく書かせてもらいます。

会長

委員さんがおっしゃるように、個別方針編として土台をつくっているのに、方針ってどこに書かれているのかはつきりそれが見えてこない。評価しても市民アンケートはこ

うですよというのはあるけども、それは割と平板的なので、a、b、c、d の視点があつて、その視点を考慮して以下の2のところの(1)から(3)までを方針として検討するといった形にしてもらえれば。

資料としてはよくまとまっていると思うのですが、いくつかもうちよつと何とかならんかなというのもありまして。最後の57ページのところに、56ページのところが地域別の、地区別のものを施設別で縦横に整理したものがあって、それは現在の状況で、その10年後の平成36年が次の57ページにありますけど。ところが、小学校の児童数が現状のままなのはなぜですか。

事務局

地区では年齢別で出ているのですが、高野口地区であれば、小学校が今三つある状態です。橋本地区であれば橋本小学校でできるのですが、特に紀見とかであれば、複数の小学校があるので、そこが。

会長

そこは、例えば三つの小学校で、36年度いくらでもいいじゃないですか。個別に書かなくても。あえて無理して数字をつくるのはしんどいから。ただ、恋野とか。

事務局

そこは通しで下も三つでいいですか。

会長

はい。

事務局

はい、分かりました。

会長

人口は地区別の人口が出ているわけですよね。

事務局

人口は出ていない。

会長

この人口は？

事務局

これは推計でやっているものです。基本方針編の中で示している推計の値です。

委員

この二つの表で、考え方が2種類あるように感じてしまうのですが、最初の1枚目が現在のマップなのでこれは比較的単純で、ここで読ませていただくと、その他、上記以外の施設で灰色で○で数を、この地区にこれだけの数があるというふうに示していただいているのですが、次の平成36年時点でいくと、今度は茶色といいますか、黄色といいますか、そちらが対象の、この時点で存在していると一応今想定する施設になっていると思うんですね。

そうだとすれば、現在の灰色のところなくなっているところもあるんですね。ということは、2枚目のところは灰色のところはそのまま存在しているところだねというふうな考え方をとるのでしたら、逆に公営住宅なんかでいきますと、黄色か茶色が存在していて、灰色のやつはない。ですから、一方では2枚目のほうでは存在していますよという灰色で、一方では茶色が存在して、灰色はないという読み方をしてくださいというふうな内容になっていて、ちょっと混乱したんですけど。

事務局

灰色も存在するものです。灰色は単独で存在をしていて、オレンジは統合する施設ですけど、なくなるのではなくて、統合される施設としての。だから、○をつけてある分は、ここに載っている分はすべて存在する施設ということです。

委員

ああ、なるほど、なるほど。

事務局

ただ、そのまま保持していくのか、ちょっと種類が違って統合しながら存在する施設かということで色分けをしてあるんです。書いてあるのは全て存在する施設です。

事務局

統合自体が、今後どちらに行くかとか、どの地区に行くかとかはまだ決まっていないので、示した上で色を変えているという形です。

委員

下の両括弧ある、欄外のところで、例えば公営住宅でいきますと、19で、下に(5)とありますね。(5)は統合先が決まっていない。

事務局

統合の対象になっているものが五つあるということです。まだ決まっていないもの、そうですね、はい。

委員

もうちょっと分かりやすい書き方をしてもらったほうが。今、委員さんが言われるみたいな解釈をされるかも分かりませんが。

委員

基本的に、この○のところは存在しているということであれば、このオレンジの扱いがちょっと難しいかなと。結局、この時点で残っているのはいくつかということを確認に見せたいのであれば、灰色で残っている数を両方合わせると分かりやすい。それで、統合がまだ決まっていないのは、もうオレンジのやつを書かなくて欄外の数字だけで、うち五つについては統合、19のうちの5個ですか。それとも19とは別枠なんですか。

事務局

別です。

委員

ということは、19というのは、オレンジと。

事務局

そのまま残っているという意味です。

委員

オレンジと灰色の足し算でいいんですか。

事務局

いや、そうじゃないですね。灰色だけです。

委員

そうすると、私、混乱しているんですけど、最初のページにはある施設の数を書いているんですね。そうすると、2枚目のやつもある施設の数を。

会長

19+5 じゃないとおかしいと。

委員

ええ。24 にして、うち 5 個についてはどれが変わるか分からないよと。統合対象ですよということで、比較のためだったら、同じベースで比べていただいたほうがいいかなと。

事務局

はい。

委員

それから、これは余計なことかもしれないんですけど、アンケートに答えていただいている内容で、今回の合理化といいますか、見直しを行って、床面積ベースで 13.9% が縮減可能だということと、それから結果的にそれでどれくらい施設にかかる費用が削減できるのかなというのを感じました。それとは別のところで年間 5.6 億の削減と示しているのは関係しているのですか。それとも、まずこの発端は人口が減少するので、適正にしないと財政的にも持たないという話だったと思いますが、床面積は明確に出ました。それに対して、維持管理のための費用、運営のための費用というのがどれくらい減縮されるかというところを、書かなくてもいいのかもしれないんですけど、ちょっと連想してしまったので、そういう 5.6 億というのはそういうふうを受け取っていいのかなと。

事務局

質疑のところですね。

事務局

そうですね。

会長

市民説明会の 3 ページのところ。

事務局

更新の経費が 10 年間で 13.9%削減したら 56 億円削るということです。

委員

そうすると、当初想定したこの計画の一応対象とするコスト面でいうところの全部ではないということですか。

事務局

全部ではないです。13.9%実行をすればということです。

委員

13.9%って大体どれくらいになりますか。対象に対して実行すると。

事務局

別々ですか。

委員

コストで。

事務局

維持管理のコストですか。

委員

そうです。この計画の対象とした一切合切といいますか。運営管理から更新の費用も含め、維持管理も含めという。ちょっと。

結局、公聴会といいますか、説明会で明確に数字を言っちゃったわけなので。それが全体ですよというふうな誤解がないように。

事務局

これは10年間で13.9%でのコスト削減ということで記載させてもらったと思います。あくまでも概算になります。

委員

削減の床面積から。

事務局

そうです。削減の床面積から㎡単価を掛けて算出したものです。

委員

多分、私が最初にお話しした内容とも絡んでくるのですが、こういう施設の統合でもいろいろあり、同じ団地の中で統合していくつかの団地をつぶしてしまったら、床面積だけでは測れない部分が、インフラコストというのがさまざまなものが出てくると思うので、なかなか一概には計算するのは難しいのではないかなと。あくまでも建設コスト的なことで、今回、そういう形でやっているの、全体のコストというのはいろいろ複雑に絡んでくるところが。

事務局

厳密に出すこと自体難しいので、概算ということでお答えさせていただいたんですけど。

委員

要は、基本方針編の方針コストを面積割りしているだけの概算しかしてないですね。

事務局

そうです。

委員

維持管理コストのほうは基本方針編には？

事務局

一応、算出はしたんですけどね。

委員

それも、単純面積だけで行くからそういう計算はできないこともない。

事務局

維持管理は、今の維持管理コストは算出しています。実際かかっている維持管理コストで。

委員

けれど、それも具体的に施設ごとの積み上げはちょっと無理なので、面積案分をするということですね。

事務局

いや、維持管理はそれぞれ出しています。

事務局

はい。今ある施設の3年間の決算値からの10年間の分がなくなるという形での計算は、ちょっと今手元に持ってないのですが、それは出しております。

事務局

ここでの質問は、財政面でどれだけの効果が得られるのかということなので、財政面という、質問者も、おそらく、ざくっと「全部で、どれぐらい効果があんねん」という話だと思います。そうすると、ここで挙げていただいて、それよりも、ここに維持管理の部分もここにオンしてくるはずなのです。

委員

そうですね。

委員

いい方向に行くとは思いますが。

会長

はい、どうぞ。

委員

この「個別方針編」というのを見て、これの一番詳しいデータではないかという判断からいくと、基本方針のときには、まだ、この「公共施設等」という範囲を、全部、網羅したような議論をしていたんですけれども。この「個別編」というのは、確か、こういう調査ができるのは、いわゆる建築物だけに限定しているので、もっと地下に埋まったいろいろなものがある。それは、どうなったかという、最初の「基本編」では、築造の年代によって、どの程度の、何年間もつというのが分かるから、何がどうなるということで議論していたので、個別の一つひとつの建築物の内容はこういうふうにしておいて、そこにはいなくてもいいけれども、上水道、下水道、公園、市道というものの維持管理コストの基本方針くらいは考えておかないと、これだけだったら建築物の総合管理計画であって、インフラ関係のやつは、保持しながら維持費を下げていくということがあるから、その時期が来れば最優先でやらないといけません。ただし、こちらがどれだけのウェイトになるということもあって、ちょっと今の時点では、分かりにくいのではないかと、という気がします。

特に、大きな事故が起こったりして、地下に入っているものが陥没したりすることも、

当然あると思います。ここでは田舎だから問題ないという気分ではいけないので、その辺の要因が、漠然としすぎではないかという気がちよつとします。

年度を決めて、きちんとそれに合わせて、少なくとも点検はやる。それから、問題のあるやつについては、優先して維持・補修していく。そのときの災害があつて、全部、特別債で全部やつて、あとちよつともちで、それも県がもってくれるというのなら、当てにするにはいいですけども、そういうようにいかないような気がします。そういうやつの今後の方針というのが、公共の建築物についてはよく分かったというところなので、インフラについて、そのあたりがちよつと気になりました。

事務局

そうですね。実は、10月に「公共施設等総合管理計画」の研修に行ってきた中で、総務省の職員さんからも説明がありました。その中で、インフラは、大きく、国の基本計画の「インフラ長寿命化基本計画」というものが既に策定をされていて、それに基づくインフラの個別施設の具体的な対応方針を平成32年度までに策定をなささいというふうに、省庁ごとに下りるということですので、今の公共施設等総合管理計画のように、どんと、一つ、総務省で下りてきて、こちらでまとめてつくるという形ではなくて、各省庁から各課に、担当課の方にそれぞれ下りる状態だというふうに伺っています。平成32年度までに、それぞれのインフラの個別計画をつくらなければならないというところまでは、こちらの方で情報を掴んでいるという状態です。

委員

私は、水道とか下水道とかについていろいろ支援させていただいています。おっしゃるとおり、32年度までに経営戦略をつくらなければいけないということを言われておりまして。多分、その中で、インフラの更新費用をシミュレーションなささいということになっています。そういったところで、多分、カルテを見ますと、水道でも、水道ビジョンに基づいて修繕をします。水道ビジョンの中には、そういう経営戦略を入れなさいということになっております。そういったところで、今回、おそらくそういった施設ですけども、どうしても必要なものに、道路とか、水道とか、下水道というのは、どうしても生活に必要なものなので廃止とかはできませんし、そういったものは、ある程度、個別計画の中でまとめて試算しましょうというというのが国の方針になっておりますので、そこはここに入れてしまうと時間もかかりますし、なかなか難しい状況にはなっております。

会長

今回は建物にして、道路の上下水道、橋梁、そのあたりが、まだこれからの課題です。それをどうするかが、まだ模索中で誰もはっきりしたことを言うのは大変だから、多分

言えない。

事務局

道路とか橋梁については、今、長寿命化の計画に基づいて改修をやっていますし。先ほどおっしゃった下水については、今年度、経営戦略をつくっていくと思いますので、各省庁から、いろいろ市の方におりてきて、個別の計画をつくっている中で、公共建築物だけ外れている部分があるので、そこを中心とした個別計画ということでご理解いただきたいです。

会長

長寿命化の計画で、小さな橋梁までカバーできるんですか。

事務局

多分、規格があって、それ以上の分のみ……。

会長

そう、そう、そうです。だから、耐震性も発揮しないし、クローズしていくんだったらいいですけども、それこそ、また「地域でなんとかして」と言われても。

事務局

先ほどおっしゃったように、施設みたいに統廃合とか廃止とできないですので、そこらあたりは、中長期の市の方の実施計画の中で計画するという形になるかとは思っています。

会長

そこらへんは、まだ動いていますから。例えば、国道のバイパスができると、旧道部分は市町村に移管する。また、増えるという形になる。

委員

道路とか、下水道というのは、どうしても施設に付随してくるというか、市営住宅とかでも、結局、市営住宅がなくなってしまうと、道路とか水道とか下水道もそこにつながるものが必要ではなくなってくるので、施設の場所を決めた上で、その後に、道路とか、下水道とか、水道、住宅地とか、そういったものがつながってくるというのについて、配置をきちんとしましょうということなると思います。

会長

ほかにはいかがですか。

先ほどの話との関連で、この「公共施設等」という表題にある「等」というのは、道路、下水を含んでいる形なのですか。

事務局

全体の方針については…

委員

基本方針編の方では、インフラのことももちろん、しっかり含まれたと思いますが、個別方針に関しては、今の話のようなことは。

事務局

今回は建築物のみを対象とすると最初に入れましょう。

会長

どこかに簡単に説明してください。

あとは、小学校の廃合に関しての話で、教育委員会から何か。うんぬんという話が…

事務局

「紀見北中学校の統合はないんですか」と聞かれたんですけれども。

会長

ないんですか。

事務局

36年度までは。

会長

この話が、ちょっと気になって。教育委員会は、ものを決めるところですかという。つまり、ここで言うのは、公共施設を市全体として考えていって、市全体の話として公共施設がやっていきましょうということなので、小学校のことは、教育委員会で話をすると、何か。そこは、ちょっと私としては……。

事務局

これは、当然、市として方針を決めるんですけれども、区長さんから「36年までに統合するという話を聞いていたのに、この計画では保持になっているけれども、間違い

ないんですね」という質問があったのです。それを教育委員会に確認しますということで、その場で確認して、教育委員会に確認しましたら間違いないということで、答えました。

会長

ちょっと待ってください。今回、床面積を 13.9%削減するという枠の中に、教育委員会が統合しますとか、統合しませんというのは完全に入っているんですか。

事務局

基本的に、所管課の今後の方針に基づいてつくっていますので、小学校、中学校、教育委員会の考えのもとにつくっています。実際、今、統合した橋本中学校や、学文路中学校、西部中学校の3中学は統合は入っていますが、ほかの統合は入っていません。

事務局

今後、統合するところはない状態なので、入っていませんね。

事務局

ただ、児童数の関係で、もしかしたら教育上の問題で統合という話になることもあるかも知れません。

会長

そうですね。というか、そんなに言い切って「しません」とかというようなことでなくて、社会状況の中でやっていく話なので、教育委員会で「やりません」とか「絶対あります」とか……

事務局

市として、当然、方針は出すんですけれども、教育委員会、所管の組織の考えがありますので。

会長

分かります。

委員

そういうふうに、誤解を受けたのは、再配置委員会の中で、児童数なんかを見て、将来、推計をした中で、議論は確かに紀見北のところもあったのはあったかと思えます。

ただ、最終的に、この公共施設の中でも、その時点ではそこまでいなくてもという結論を、一応、つけたという。10年後はちょっと分かりませんが。

会長

小学校も、英語教育はしなければいけないし、それから海外と交流して、もっと広くやらなければいけないし。そうすると、通信設備を付けて直接海外を結ぶとか、高度設備をつくっていかなければいけないから、数を集約して、設備の高度化を図って、国際化をしていかなければいけない時代になっているので、小さい小学校を持ってという地元の意向はわかりますけど、前向きな考え方を出さないと厳しいのではないかと思います。

事務局

紀見地区については人口予測が読めないところがありまして。結構、空き家があったりするんですけども、新しい方が、今後、小中学生を持たれているところが住んでくるとか、社会増はほかの地区と違うんだなと思います。

会長

はい、どうぞ。

委員

「施設配置のモデル検討」ということで、隅田と橋本地区がされているんですけど。隅田・恋野地区というのは、全体のモデルでは、こういう考えという気がするのですが、前回ですか、小学校単位で生活区の範囲が決まっているから、それはそれでやっているの、ということで話があったと思います。小学校を廃止して、どこかと統合というのはわかります。しかし、各地区の小学校は大体、地区の中央付近の位置に建っているから、その敷地というのは廃止といって何も公共施設をなくすのではなくて、ほかに必要になってきた公共施設を、その学校を廃止した跡地に複合的に入れていくやり方にすれば、新規に用地を求めたりすることがない。ただ、市街地とかまちは移動していくから、新しく人口がまとまっているところに施設をつくっていくんですけど、旧市街地はどんどんと寂れていくこともあります。せめて、その小学校の跡には、教育系だけではなくてほかの施設をうまく利用していけば、広い運動場、校舎の敷地があるから、そういう利用法を考えた施設の再配置というのはできないのかなという気がしますけれどもね。

会長

おっしゃるとおりですね。全国的に、統合された小学校跡地をデイケアセンターとかそんなもので、地域の違う形の施設に改造する事例というのはないんですかね。民間で、

宿舎にしているところがありますよね。

事務局

海南省は、廃校を利用してスポーツ合宿の宿舎をやられています。

委員

国で、今、廃校プロジェクトという文科省がそういう活動をしていまして、うちも中学校3校を統合しましたので、その1校について、一度、そういうところへ出して、モデル検討をするということはやっているんです。ただ、それは、外部から応募で来て、その活動方法を提案してもらおうという感じのものみたいですけれども。先ほどから言われているように、コミュニティを中心としてというのは、この時点では考える必要があると思う。防災面とかでも出てくるだろうとは思いますが。しかし、それをやると、床面積は減らないということになるので、そこでどのような判断をするかだと思います。

会長

難しい。

小中学校のトイレの洋式化があるじゃないですか。避難所になったら、高齢者が使えないという。

委員

避難者だけではなくて、この頃は、子どもさん自体が洋式便器で生活されているので、トイレができないというような話もあるみたいです。順次、やっているのですけれども、お金が掛かります。

会長

それから、地域の公民館、集会施設のことですが、ニュータウンというのはあるでしょう。実際、それぞれの地区が管理されているのですか。

委員

はい。私が住んでいますのは三石台ですが、自治会の集会所は建設されてから20年強経っているので、そろそろ手を入れないといけないということで、自治会のみんなで話し合っ、自治会の予算の中で、基本的に維持していく方向でやっていくというコンセンサスを取りまして、計画を立てて進めていくと。それは、ちょっと都会的なやり方なのかもしれませんけれども。比較的、積立金もあったりして。それでも、結構お金が掛かったりしますので。そういうのは、今回のこの計画で統合されたときに、導入するような形がいいか。今は、あまり小さな単位だと、そういうものもできないと思いますの

で、その辺のところに橋本市さんの方から何らかの補助的なものを出していただければ、自治会組織がもう少し大きくなって、動けるようになればいいかなとは思っています。

会長

その施設は、ニュータウンが開発されているときに民間施設から寄付されたんですか。それとも、公共施設型のものでしょうか。

委員

それは、市の財産かというところ、そうではない。

会長

ないのか。ああ、そうですか。

委員

大手のデベロッパーさんがつくることがあるのですが、自治会で管理しているようなタイプです。最近、小さいところで、デベロッパーさんがもう手を引いてしまったところで、集会所が必要になったところがあるんですけども、そこは、うちも新規補助金を出しておりますので、住民の皆さんにやっていただきましたという実例はあります。

委員

そういうことから、やはり、ある程度、大きさが必要かなと思います。

会長

そうですね。そうです。

ニュータウンは、それぞれ地区が別々にやっているわけですよ。

委員

そうですね。私のところでは、四つの地区があり、それぞれの集会所を管理しています。でも、難しいなと思うのが、将来、建て直し、うちは、昭和 50 年代半ばからですから、もう三十数年たっているんですけども、あと 10 年したら、多分、建て直しになります。ただ、悪い場所に建っているのです。崖のそばとか、池の上とかね。ですから、本当に、建てる場合は、もうちょっと立地基準を見直さないと難しいなという感じがあります。

会長

開発業者の、民間から寄付されたところは、業者としては売りにくいところでやっているの。あと、公園もそうです。こんな橋のところ、小さい面積でという。だから、いいところにちょっと集めて、何か工夫して。民間と協働でできるような施設を持っていくのは、いいと思います。しかし、そうすると、民間も、ある程度、事業的に採算が多少は読めるようなところないと無理でしょうね。

けれども、組織が法人化をされているわけではないですよ。

委員

はい、法人化というか、登記的なものはしていないんですけれども、ごく一般的な住宅地にある自治会ですね。三石台の住民に任意で入っていただくような。一応、契約をつくって、入会の規則をつくって、維持に必要な役割・組織をつくって、あるいは、費用の工面をしてということで、登記はしてないと思います。

委員

このごろ、地縁団体という制度ができましたので、やっているところもあるんですけども、結構、手続きのこともありますので、すべてというのは、なかなか。今、地縁団体で法人化しますと、先ほど言われたように、登記もできるしということになります。

委員

うちも法人格を持つことも検討したのですが、なかなか大変ですよ。世帯単位から、今度は法人単位になりますと、一人一人になるので、大変な作業になります。規約もなかなか改正しづらいということになってきます。ですから、今現在デベロッパーからもらったものですので、登記する必要はないのですが、次に建て直しをするときは、これはやる必要はあります。そのときは法人格を持たざるを得ないという感じですね。

会長

できればニュータウン全体で一つの大きな法人にしてその中の各地域とか、サブエリアでやっていただければ、全体として一つの法人格をもつとか、民間企業と組むときも、法人にしてないと無理ですよ。だから、モデル的にできる話が、ニュータウンだったらあるような気がします。

委員

ちょっと、一ついいですか。この自由書式で、皆さんから頂いたアンケートの意見と、説明会で頂いた意見と、最終報告書の中では、それはどのような位置づけにされますか。ただ聞き置きですか。

事務局

説明会については、出席者の方に区長の方が多かったということです。当然、今後、計画に沿って地元に入り、移譲とか廃止の話をさせていただきますので、そのときの前提となります。

委員

参考資料として活用するということですね。

事務局

それと、先ほどの説明会もそうでしたけれども、アンケートについては、関係するところの所管課に資料として提供して、今後の移管、その辺についての策という形になると思います。

委員

広報か何か、どこかにそれが書いてあると、質問された方には非常にいいのかなと思ったりしたのです。

結構、辛辣な意見もありますよね。

事務局

でも、全体的には結構プラス思考のご意見が多くて、「やりなさい、やりなさい」というのも多かったので、利用者負担を取っていくべきというご意見も、結構、頂いています。各課担当に、こういうご意見が出ているということは知らせて、今後の方針を考えるときの参考にしてもらおうかと思っています。

委員

それから、今日、お配りいただいた、この資料4の最後のところの「モデル検討」です。モデル検討される場所の位置づけというのは、どのように考えておられるのでしょうか。

例えば、いろいろな施設が、移譲も、廃止も、保持も含め、カルテができましたと。その中の一つ、例として、こういうふうな統合のモデルを検討しましたということで、今後、このような形で進めていく上でのプロトタイプをつくるための、一遍、やってみようかという位置づけなんですか。

事務局

そうです。はい。

会長

なぜ2カ所を選んだかというのが、説明されていないですね。この中で、私が思うのに、恋野地区というのは人口も減っているし、恋野地区で自体で施設を体系的につくるのはとても無理です。だから、恋野地区をどうするかが喫緊の課題として、モデル的エリアとして検討する必要があるというのが、恋野地区では一つ。もう一つは、中心地区の大型施設がどう動くかというのがあるので、市役所周辺をやりましたという。その二つが、どちらかというエリアとしてはスタディが比較的割と進んでいるので、ここで入れましたというふうに書いたらどうですか。モデルとして書こうとすると、それは説明できるように正確につくらなければいけない。高野口町もありますけれども、高野口町では難しいでしょう？

事務局

はい、難しかったです。

会長

都市計画も難儀している。

そういう特徴があって、比較的スタディも進んでいるから。まだ途上であるけれども、途上であるとして。

小学校だと数が多いから、なかなか大変です。

それから、これは簡単なパンフレットみたいなものをつくって、市民が見られるようにするのはですか。広報に概要版をつくりましたというお知らせを……

事務局

それは、させていただきます。

会長

それでは、議事次第6の項目「今後のスケジュール」について説明がありましたら、お願いします。

事務局

はい。9月の議会で、この個別方針の中間報告をさせていただきましたが、今度の12月議会で最終の報告を行った後に個別方針編の策定の運びとなります。各施設の今後の進捗状況については、管理の方針をこちらでも把握をするために、まず来年度、29年度の各課が施設の方針に対してどういうふうな取り組みをするのかということで、各課に、取り組み予定を作成してもらおう予定をしております。それを持って、来年度の末ごろに、その1年間の進捗状況を取りまとめて、庁内の策定の推進委員会に報告をして、

取り組み状況を全体的に把握していくことを続けていく予定をしております。それが、今後のスケジュールとなっております。

会長

今のご説明の予定では、個別方針編の(案)はどういう手続きで消えていくんですか。

事務局

議会報告の後に、市長決裁で。

会長

議会の中で意見が出てくる場合もありますね。

事務局

それは、あるかと思います。前回の9月の全員協議会で、議員さん全員を対象に説明させていただきました。そのときもいろいろ意見を頂きましたけれども、今後、12月でも意見は出るかと思いますから。

会長

では「その他」で、何かありますか。

事務局

すみません。「その他」ということで、この策定委員会の委員さんの任期なんですけれども、委嘱状をお渡ししたときに、その後ろの「最後、いつまで」という記載をさせていただいてなかったかと思います。一応、この策定委員会の条例で、3年以内というふうに任期がなっています。平成27年3月26日付で委嘱をさせていただいているのですが、できれば3年以内というところで、平成30年3月25日までお願いをさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

今のところ、特に開催する予定はないんですけれども、また、どういう形でご意見を伺わなければならない場合があるかも分かりませんので、できるだけ条例の任期いっぱいの3年まで委員で来ていただいてということで、ご意見を伺わなければならない場合は、また来ていただきたいということをさせていただきたいんですけれども。

会長

委員の皆さま、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。引き続き、お世話をお掛けしますが、よろしく願いいたします。

委員

先ほど、議会の件も出ていたんですけれども、重要な指摘は、もうここまで来るとあまり出ないと思うんですけれども、根本的に変更が必要な意見等があれば、また策定委員会を再度、開かせていただくということも想定できます。

会長

そうですね。

委員

追加ですみません。計画でできて1年経った後などの、モニタリングとかそういったことについては、われわれは特に何も知らない、関与しないということですか。

事務局

どういう形かは決めてないんですけれども、進捗状況については、ご報告はさせていただこうかなとは思いますが。資料でお渡しするのか、集まっていたりか、ちょっと決めてないんですけれども、任期以内でまとまりましたら、またご報告させていただきたいと思います。

会長

とにかく、全体をきちんとスタディするのが当面の大きな課題で、それができたと思っています。次にはいろいろ、またやっていってもいいようなこともあります。民間企業に、どんなことができるかを聞いて、アイデアを募集しているというのもいいアイデアだと思います。横浜市役所が思い切ったことをやっていて、仕事を発注するとき、普通はスペックを決めて「こんなことで、これでやりたい」と言って、民間企業に手を挙げてとって、民間企業の中からもいいものを選択して、それで契約するという形でやっています。そうではなくて「大体、こんなことをやりたいんだけど、何かいいアイデアはないですか。いいアイデアを出してくれて、このくらいであったら、そこと契約しますよ」という、アイデアを募集型というのがあります。この公共施設も、民間と協働してできるようなところは、施設そのものをやるとか、人だけ派遣するとか、1年のうち何日だけ使わせてもらうとか、考え方をもっと柔軟にしたらできる要素がもっとあるかもしれないです。純粋な民間ではなくて、地域団体でもいいし、もうちょっと考えていけたら選択肢が増えるような気がします。

委員

運営も込みで建設のところから提案していただくという中で、PFIという手法もあって、最近、どんどん進んでいっているんですけれども、事前の調査のところはかなり

お金が掛かったりするので、ある程度の大きさの施設でないと、なかなか組めないところはるかと思えます。

今度、給食センターを建て替えるので、一度、やってみたらどうかという話もあったのですが、期間の問題とかもあるし、補助金の問題、それから起債として、借金をした面もあるんですけれども。最近は、規制がかなり緩くなったみたいなんですけれども、以前ですと、それがなかなか使えないとか、いろいろな問題があって、今、検討したケースもありますが、なかなか踏み切れていないのが事実です。

会長

P F I を使うと民間施設だから、公共施設に対する補助金が出ないという、とんでもない話が出ています。ほかのところでも、私も伺ったことがあります。市民会館をつくるんですけども、市民会館は公共施設だけけれども、P F I でやりたいので民間施設の計画として都市計画で契約したということでした。

委員

市がもつのか民間事業者がもつのかという問題は、税金とかでもありますね。

委員

P F I でやると、ある程度、収益の部分が加わってくるので、完全に公共施設と言えないところがあるので。

委員

余談の話ですけれども、どこの市では、水道施設の維持管理をP F I で行い、全部、民間に投げたしまい、それで採算性が合うかを検討しているというところもあります。

委員

うちも浄水場の管理はかなり外部委託が進んでいます。下水道も、おっしゃるようなことができないかという提案も民間側からは頂いたりしているんですけれども、それもいろいろと、いいところと悪いところがあるので。

会長

制度自体は、わざと緩やかな形に変えていかれると、まさに、それが規制緩和ですよ。

委員

確かに、下水道なんか、水道にしてもそうですけれども、基本方針編で検討を頂いたみたいに、人口がものすごく減少しているので、その中でどうやって施設を維持しながら

ら、料金をできるだけ抑えようということになってくると、かなり経営的にいろいろなことをやって経費を縮減しないと、そのまま料金に乗せるという話になってくると、とんでもないことになるかもしれません。

委員

そうですね。先ほどご説明した、経営戦略をこれから水道とか下水道とかをつくっていかなければいけないという中では、一応、PFIの導入の可能性や、また広域化、民営化みたいなものを検討しなさい、となっていると思います。その中で、これから下水道をどうするのか、というのは、多分、市民の皆さまにお示しすることになるのではないかなと思います。

会長

ほかには、ご意見は何かございますでしょうか。

ないようでしたら、委員会を終了したいと思います、よろしいでしょうか。

ここで、委員会のシナリオとしては最後になりますので「委員長さん、何か一言」という話になっていますので、一言。

2カ年にわたりまして、いろいろ細かいところをご意見いただきました。しっかり見ていただきまして、本当にありがとうございました。特に、市民委員の桐井委員さん、委員さん、委員さんにおいては、本当にいろいろとご協力いただきまして、ありがとうございました。今計画は、今日、いろいろご意見を頂きましたように、当面、つくっていかなければいけないところがあったということでありまして、これでもってすべてのことが解決したわけではありませんし、これから、また、これを基にしていろいろ検討していかなければいけないことがあるように思いますので、今後ともいろいろご意見いただきまして、公共施設のあり方について、ぜひ、いろいろなことをお出しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局

それでは、平成26年度から開始いたしました当策定委員会につきましては、今回の第8回をもちまして終了させていただきます。なお、今回の議事録について、後日、送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員の皆さまにおかれましては、本当に、長い間ありがとうございました。

会長

それでは、どうもありがとうございました。

一同

どうもありがとうございました。